

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

政策(※1)名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,555	2,679	2,928	1,218
		補正予算(b)	400	0	0	0
		繰越し等(c)	87	501	△ 129	
		合計(a+b+c)	4,041	3,179	2,798	
執行額	3,885	3,046	2,719			

(注)市町村合併の進展等により市町村の合併円滑化に必要な経費等が減少傾向にあるため、平成26年度予算及び28年度予算が減額している。  
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第3章「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [3]地方行財政改革・分野横断的な取組等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ. 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 【対応方針】 ・平成32年度には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指す。 ・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意見交換を行って情報共有・意見交換を行うとともに、連携中枢都市圏構想の推進向け、更なる支援の充実を図る。 加えて、圏域全体に効果を発揮する事業について、関係各府省庁が連携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップ支援する。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3)地方行財政改革・分野横断的な課題	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>			
				26年度	27年度		
	①	地方自治制度の見直し、普及 <アウトプット指標>	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。 【25年度】	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 ・平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成27年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。	・第31次地方制度調査会において、専門小委員会における15回の審議及び平成28年2月29日に開催された第3回総会を経て、同年3月16日に内閣総理大臣に提出された第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度の見直しについて検討を開始した。	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【27年度】	□
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 <アウトプット指標>	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【25年度】	取組状況を把握し必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	・各市町村が、地域の実情に応じて、一部事務組合など多様な手法の中から、最も適したものを自ら選択し、持続可能な行政サービスを提供していくために以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について情報提供を実施した。 【参考1】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月) ・連携中枢都市圏の形成促進に向けた説明会(平成27年7月) 【参考2】主な事例 姫路市などによる連携中枢都市圏の取組	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【27年度】	イ

<p>地方公共団体が自主的・主体的に地方行政改革に取り組むこと</p>	<p>3</p>	<p>地方公共団体における行政改革の取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>取組状況を把握し、必要な情報を提供。</p> <p>以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。</p>	<p>・地方公共団体が、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的に行政改革が行えるよう、以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年8月28日付けの総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、地方公共団体に対し、地方行政サービス改革について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方行政サービス改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。 ・平成27年4月1日現在の公の施設の指定管理者制度の導入状況等について、調査及び取りまとめを行い、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、行政改革にかかる情報提供等を実施した。 【参考1】各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（平成27年4月、平成28年1月） ・「地方財政連絡会議」（平成27年5～7月、全国9ブロック） ・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」（平成27年8月） 【参考2】主な事例 大阪府箕面市による総務事務センター設置の取組等</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>イ</p>
-------------------------------------	----------	---	--	--	---	--	----------

4	<p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【25年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【27年度】</p>	イ
5	<p>ラスパイレース指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・総務省のホームページ上で、住民等が団体間の給与情報の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、地方公共団体の事務作業に資するよう、記載例の充実を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【27年度】</p>	イ

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。  主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。  【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成27年12月25日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。  【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。  【27年度】	イ
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。  主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。  【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。  【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。  【27年度】	イ

8	給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞	実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) 【25年度】	実施率100%		実施率100% 【27年度】	□
9	地方公共団体の人事制度改革の状況 (任期付採用の実施団体) ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【25年度】	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年7月4日付けの自治体行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。</li> <li>・平成26年8月15日に、任期付職員の使用等に関する質疑応答集を発生し、情報提供を行った。</li> <li>・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発生し、情報提供を行った。</li> <li>・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。</li> </ul> <p>【参考】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月)</li> <li>・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)</li> <li>・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</li> </ul>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度、任期付職員制度の活用等に係る留意事項に関する自治体行政局公務員部長通知を発生(平成26年7月4日付け)し、平成27年度においては、その通知に関し、各種会議の場を通じて各地方公共団体に対し必要な情報提供を行った。</li> </ul> <p>【参考1】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月)</li> <li>・「地方財政連絡会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック)</li> <li>・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)</li> <li>・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」(平成27年8月)</li> <li>・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</li> </ul> <p>【参考2】主な活用事例</p> <p>生活保護ケースワーカーなどの一時的な業務量の増加や延長保育などのサービス提供時間の延長等に対応するために任期付職員を活用する取組が数団体であった。</p>	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ
⑩	人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。 【25年度】	<p>各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年8月15日付けの自治体行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。</li> <li>・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組むよう技術的助言を行った。</li> <li>・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発生し、情報提供を行った。</li> <li>・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年の地方公務員法改正により、各地方公共団体において人事評価の実施が義務づけられたが、平成28年4月から施行されることを踏まえ、各地方公共団体が円滑に導入できるよう、主に以下のような情報提供を実施した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価の研究会を26年度に引き続き開催し、①平成27年8月19日に各地方公共団体が人事評価制度の導入に当たり抱えている課題への対応例について情報提供を行った。</li> <li>②人事評価記録書の例として、平成27年10月7日に医療職・保育職等の専門的な職種について、同年11月11日に非常勤職員に係る人事評価記録書の例について情報提供を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年10月30日に、人事評価制度の導入意義や人材育成の重要性についての理解を深めることを目的として、各市区町村の首長等を対象とした「地方公共団体における人事評価制度の導入にかかるシンポジウム」を開催した。</li> </ul>	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ

	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	測定指標1、6、10は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1は、目標達成に近い実績を示した。測定指標6、10は目標を達成した。その他の測定指標も目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)		<p>&lt;施策目標&gt;地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと 当該施策目標については、目標達成のための情報提供を実施した。また、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、実施にまでは至っていないが検討は開始していることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については、目標に近い実績を残すことができた。各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、改正地方自治法により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行うことができた。その一方で、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、答申が総理に提出された日が平成28年3月16日と、平成27年度末だったため、検討は開始したが実施までには至っていないことがあげられる。</p> <p>・測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため平成27年7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。なお、情報提供等の結果、連携協約を活用した広域連携の取組が効果的に行われていることが確認できた。</p> <p>&lt;施策目標&gt;地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと ・測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行った。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果を取りまとめ後、地方公共団体に対し速やかに情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。なお、情報提供の結果、各地方公共団体からのヒアリング等により、自主的・主体的に地方行革に取り組むにあたり、通知や調査結果を参考にしていることが確認できた。</p> <p>&lt;施策目標&gt;地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること 当該施策目標については、給与情報等公表システムによる公表の実施率が、目標に達しなかったものの、目標達成に近い実績を達成した。また、地方公共団体の定員管理、給与実態等について、必要な助言、情報提供を行ったことにより、地方公務員制度が適正に運営されたと考えられることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標4については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数などの参考情報を地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。これらの情報提供により、各地方公共団体において適正な定員管理の取組が進められている。</p> <p>・測定指標5については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパイレックス指数などを地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。これらの情報提供により、各地方公共団体において、給与水準の適正化に係る取組が進められている。</p> <p>・測定指標6については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を発出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。なお、わたり(給与決定に際し、級別職務分類表に適合しない級への格付を行うこと)の制度が残っている地方公共団体が、平成27年度調査において14団体減少し、適正化に向けた取組が進んでいることが確認できた。</p> <p>・測定指標7については、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を発出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。これらの情報提供により、各人事委員会において、地域民間給与の適切な反映に係る取組が進められている。</p> <p>・測定指標8については、実施率が99.7%と目標の100%に届かなかった。原因の一つとして、広報紙での掲載等を理由に実施しなかった団体があったことがあげられる。</p> <p>・測定指標9については、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について、前年度に引き続き、各地方公共団体に対し、予算要求時期等を考慮して、主に8、9月頃までの各種会議の場を中心に、様々な機会を捉えて、情報提供を行った。なお、任期付職員制度を活用する団体については、前年度と比べ62団体増加し503団体(平成27年度実績)となった。</p> <p>・測定指標10については、前年度に引き続き実施した研究会等を開催し、各地方公共団体に対し、円滑な人事評価制度が導入されるよう必要な情報提供を行った。また、首長等を対象としたシンポジウムには、首長や副市町村長が2割程度参加するなど、人事評価制度の導入意義等を同制度の実施・運用において責任ある立場にある者の制度理解を促進することができた。なお、情報提供の結果、H28.4.1時点での導入状況調査では、89.4%の団体で導入済み、10.6%の団体で経過措置期間中に導入予定としており、人事評価制度の導入が着実に実施されていることが確認できた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>・測定指標1については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、法案提出を目指すと共に、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標2については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標3については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な行政改革につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標4については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標5については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標6については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標7については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標9については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、任期付職員制度の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標8については、目標達成に近い実績を示したが、すべての地方公共団体において公表が実施されるよう、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>・測定指標10については、平成26年5月の地方公務員法改正により新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行されたことを踏まえ、測定指標を「人事評価制度の実施状況」から、人事評価制度の適切な施行に向けた指標に見直しを図る。</p> <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も施策目標が達成されるよう、必要な情報提供等を行っていく。なお、次期目標設定からは、各測定指標の情報提供について、具体的な活動が分かるものとなるようにする。</p> <p>&lt;施策目標及び測定指標の新設等&gt;</p> <p>・人口減少社会に的確に対応する地方行政体制の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を進めるための施策目標及び測定指標を新たに設定することとする。</p> <p>・施策目標「地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと」において、民間委託等の業務改革に関する取組が重要であることから、同施策目標内に、新たに目標を新設することとする。</p> <p>・測定指標5、7は、測定指標6の内容に含まれるものであり、かつ、情報提供方法が重複していることから、次期目標では、測定指標6に統合することとする。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>・第31次地方制度調査会において、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」及び「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」について議論いただき、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)を取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。</p> <p>・平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生及び岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から年度毎の実績値及び評価結果の記述について、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から政策に関係する内閣の重要政策の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「地方公共団体の行政改革等」  <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/main.html">http://www.soumu.go.jp/iken/main.html</a></p> <p>・「地方公務員の給与・定員等の状況」  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html</a></p>
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。